

第4部 国際関係の動き

第18章 概括

第1節 多国間での国際協調

コロナの影響が経済全体に波及する中、金融安定理事会（FSB）やその他基準設定主体において、行動制限や経済活動の停止など、各国が直面する課題に対して実施する施策について情報収集を行った。また、政策対応の協調や経験共有、分析の必要性を会議の議題設定等を通じて働きかけ、特にFSBにおいては、各国のコロナ対応施策に係る情報共有、2020年3月の市場混乱についての包括的レビュー及び今後の課題の特定や作業計画の策定等が行われた。金融庁は、FSB傘下の規制監督上の協調（Supervisory and Regulatory Cooperation）に係る常設委員会議長としての立場も活かし、こうした国際的な議論に貢献した。

また、FATF等におけるマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策（マネロン等対策）に関する国際的な議論において主導的な役割を果たした。

G7による「サイバー演習計画に関するG7の基礎的要素」（2020年11月公表）やFSBによる市中協議文書「アウトソーシング・サードパーティに関する規制・監督上の論点」（2020年11月公表）、「アウトソーシング・サードパーティに関する規制・監督上の論点（市中協議に寄せられた意見の概要）」（2021年6月公表）の作成に貢献した。

第2節 国際的な当局間のネットワーク・協力の強化

海外の主要当局とは、オンライン会議（日EU合同金融規制フォーラム（2020年11月）、監督協力に関する覚書の締結（伊中央銀行及び伊国家証券委員会（CONSOB）（2020年12月）、書簡の交換（欧州保険・企業年金監督機構（EIOPA）（2021年2月））等を通じ、当局間の協力を強化した。

アジア・新興国等とは、我が国金融機関の進出支援の観点も踏まえつつ、以下のオンライン会議における知見共有等を通じ金融技術支援・金融協力に取り組んだ。

- ①日インドネシア合同作業部会（2021年3月）、日インド金融協力対話（2021年4月）、日タイ合同作業部会（2021年6月）等を開催した。
- ②中国とは、日中の金融当局・市場関係者による「第2回日中資本市場フォーラム」を開催（2021年1月）した。
- ③グローバル金融連携センター（GLOPAC）においては、研究員の関心事項に沿ったオンライン型研修プログラムを実施し知日派の育成に努めた。また、過去にGLOPACで受入れた研究員（卒業生）とのネットワーク維持・強化のため、全卒業生を対象にしたバーチャル・フォローアップ特別講義の実施、GLOPACの期ごとのバーチャル・アルムナイ・フォーラムの開催、国際機関等が主催するバーチャル国際シンポジウムに、卒業生をスピーカーとして推薦、金融庁ウェブサイトのGLOPAC特集ページの改良等を行った。

グローバルに活動する我が国の大手金融グループが抱えるリスクや課題について、シニア・スーパーバイザーズ・グループ（SSG）・監督カレッジを含めた海外当局等の会合において意見交換を実施した。

危機対応については、グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIB）等に対して設置された関係当局による危機管理グループや、欧州当局と日本当局の間でのワークショップ開催（2021年2月）等を通じ、海外の危機対応関係当局との連携を強化した。

各国間の規制の齟齬や重複が原因となって生じる金融市場の分断回避については、証券監督者国際機構（IOSCO）において、作業グループの共同議長を2019年設立当時から金融庁職員が務め、市場分断事例の特定を目的とする継続的な議論や、監督カレッジの設立や実施に関する好事例の抽出に向けた作業を主導した。